

札幌飛行場(丘珠空港)駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

NO	書類名	頁	項目番号・項目名	質問の内容	回答
1	募集要項	5	9(2). 審査方法	空港及び駐車場の利便性向上や利用者サービス向上のための様々な取組を提案した場合、ご評価いただけますでしょうか。	ご質問の部分については、評価項目「利用者への対応」に係る提案になると思われませんが、提案書類記載要領に定める必要事項の他に、応募者の創意工夫による提案も可能です。ただし、空港駐車場管理運営事業の範囲外の提案、実現可能性の無いまたは低い提案であると当局が判断した場合は、審査において評価しない可能性があります。
2	募集要項	9	13. 事業提案の位置づけ	提案した事業提案については履行義務が生じるとありますが、提案時に実施可能か不明なサービス追加等があった場合、費用を見込んだ提案は難しいものと思われま。この場合、費用に含まない提案である旨明記することで、営業者決定後に実施可否について協議させていただくことは可能でしょうか。	提案内容は、募集要項13に示したとおり履行いただくものであり、営業者決定後に実施可否の協議はできませんので、関係法令等を基に、実現可能性を十分ご検討のうえ、ご提案いただくようお願いいたします。但し、事業期間中、空港駐車場管理運営事業の範囲内で、利用者利便に資するものであれば、当局と協議のうえ、空港管理規則に基づく当局の承認等を受けたときは、実施することが可能です。
3	募集要項	6	評価基準	空港関係者等の連携に努める内容であるか。との記載がありますが、空港関係者様と連携を図る具体的な業務や見ておくべき費用等あればお教えください。	募集要項14. ⑥に示した国が行う施策(空の日事業、空港の利用促進、ユニバーサルデザインの推進等)及び空港法第14条で規定する協議会の協議結果等について、営業者として協力体制を整え、積極的に対応していただくこととしていますが、費用については、強制的なものではありませんので、営業者の判断となります。
4	募集要項	6	評価基準	現状の駐車場管理・運営課題がございましたらご教示下さい。 (例:繁忙期混雑時の対応等)	現営業者から課題等は特に聞いておりません。なお、満車時の対処方針は、評価項目「利用者への対応」で提案いただくこととなります。
5	駐車場等の概要等	3	2. ④現営業者が設置している施設の概要	ケーブル等がリースとなっていますが地中埋設等のケーブル、監視カメラのケーブルなどすべてのケーブルを指しているのでしょうか。	貴見のとおりです。なお、駐車場にはこの他に、募集要項別冊1「札幌飛行場(丘珠空港)駐車場等の概要等」2. ⑤に示すとおり、照明灯などの国有財産のケーブルもあります。
6	駐車場等の概要等	3	2. ④現営業者が設置している施設の概要	現営業者が設置している施設の概要とありますが、こちらの設置設備内容や数量は提案条件にあたりますでしょうか。	設置いただく設備の内容や数量は、直接の提案条件ではありませんが、提案内容に、より具体性を持たせるため記述していただくことは、特に問題ありません。なお、設備設置等の施設整備がある場合は、資金調達計画で内訳及び金額を記載いただく必要があります。
7	駐車場等の概要等	3	2. ④現営業者が設置している施設の概要	ITVモニター等設置する場合、屋外管理は難しいため空港施設内事務所を使用させていただくことは可能でしょうか。	現営業者の管理事務所は丘珠空港ターミナルビル内にありますが、空港内の施設を利用する場合は、各施設の管理者等と協議のうえ、別途契約していただくこととなります。また、使用許可の範囲内に管理棟など新たに施設を設置する場合は、募集要項15. (1)①に示すとおり、当局と協議のうえ、空港管理規則に基づく当局の承認等を受けたときは、設置いただくことが可能です。
8	駐車場等の概要等	3	2. ④現営業者が設置している施設の概要	既存の駐車場機器設置基礎について設置の概要の記載がありませんが、既存の基礎を引き続き使用することになりますでしょうか。	既存の駐車場機器設置基礎は、現営業者が設置した基礎であるため、継続使用を希望する場合は、募集要項15. (1)①に示す手続きをしていただくこととなります。なお、基礎を含め譲受した設備がある場合、次の営業者が譲受を希望しない場合は、営業者の負担において撤去のうえ、原状回復していただきます。

札幌飛行場(丘珠空港)駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

NO	書類名	頁	項目番号・項目名	質問の内容	回答
9	駐車場等の概要等	4	3. 駐車場の利用実績	開示いただいた利用台数と同様に、駐車場売上も開示いただけないでしょうか。可能であれば、月別売上・利用台数をお教えてください。また、現在駐車場が満車になる日は年間に何日程度ありますでしょうか。	駐車場売上については、現営業者の経営情報ですので、当局がお答えできる立場にありません。また、月別利用台数は別表のとおりであり、平成28年度は、空の日事業等の開催日のみの計3日が満車となっています。
10	営業者提出書類記載要領	4	第2、Ⅱ、(3). 利用者への対応	現在、特定者割引として障がい者割引対応を管理事務所にて実施されているようですが、こちらの管理事務所はどこにありますでしょうか。	No.7を参照してください。
11	営業者提出書類記載要領	4	第2、Ⅱ、(3). 利用者への対応	上記、管理事務所は本公募上どういった位置付けになりますでしょうか。(対象内・対象外・別途契約等)	本公募の対象外であり、現在の管理事務所を継続して使用しなければならないものではありません。空港内の施設を利用する場合は、No.7を参照してください。
12	営業者提出書類記載要領	4	第2、Ⅱ、(3).. 利用者への対応	障がい者割引について新たな割引方法を提案することは可能でしょうか。	貴見のとおりです。但し、特定の空港利用者に対して不当な差別的取り扱いとなっていると当局が判断した場合は、審査において評価しない可能性があります。
13	営業者提出書類記載要領	4	第2、Ⅱ、(3).. 利用者への対応	障がい者割引等を現状と同じく空港施設内事務所で行うこととなった場合、当該事務所の使用料目安をお教えてください。	当局がお答えする立場にありませんので、ターミナルビル会社へお問い合わせください。
14	営業者提出書類記載要領	5	第2、Ⅱ、(7). 駐車場料金	月極契約とは車室を確保するものでしょうか。もしくは、車室を確保しない(満車の場合は入れない)対応となりますでしょうか。	当局が月極契約者の車室の確保を義務付けることはありませんが、満車が見込まれるときなどは、営業者として何らかの対策を講じていただく必要があります。
15	営業者提出書類記載要領	5	第2、Ⅱ、(7). 駐車場料金	月極契約の対象とされている範囲(ターミナルビル従業員のみ、又は一般に広く募集等)をお教えてください。また、契約者数(台数)の上限があればお教えてください。	本公募対象の駐車場敷地の用途上、空港従業員を含む空港利用者のための駐車場敷地となっていますので、空港利用者以外の利用はできません。また、当局で台数の上限を定めているものではありません。
16	営業者提出書類記載要領	5	第2、Ⅱ、(7). 駐車場料金	現在の1台あたりの月極契約金額をお教えてください。	現在の1台あたりの月極契約金額については、現営業者の経営情報ですので、当局がお答えできる立場にありません。
17	営業者提出書類記載要領	5	第2、Ⅱ、(7). 駐車場料金	月極契約対応も業務範囲内かと思われませんが、こちらの契約対応方法等については提案事項という理解でよろしかったでしょうか。方法が現地販売に限定され、空港施設内事務所で行うこととなった場合、当該事務所の使用料目安をお教えてください。	契約対応方法等については貴見のとおりです。使用料については、No.13を参照してください。

札幌飛行場(丘珠空港)駐車場営業者募集要項等に関する質問・回答

NO	書類名	頁	項目番号・項目名	質問の内容	回答
18	営業者提出書類記載要領	4	第2、Ⅱ、(4). 周辺地域との連携及び共生対策	二次交通の充実による利便性向上のため、駐車場利用に支障のない範囲でカーシェアリング等の車両を駐車場へ設置する提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	本公募対象の駐車場敷地の用途上、空港従業員を含む空港利用者のための駐車場敷地となっていますので、利用者に影響のない範囲内において、他のレンタカー業者や特定の空港利用者に対して不当な差別的取り扱いにならないければ、駐車場内にて行うレンタカー業等を提案いただくことは可能です。
19	営業者提出書類記載要領	3	第2、3、(6). 運営実績	ア. イ. それぞれ記載スペースが1物件分のみとなっていますが、複数物件あった場合は、これに合わせて複数ご紹介してもよろしいでしょうか。	複数物件としたい趣旨が不明ですが、運営実績は資格要件であり、提案事項による評価項目ではありませんので、確実に確認できるものを1件のみ記載してください。
20	営業者提出書類記載要領	3	第2、3、(6). 運営実績	「運営実績が確認できる資料」とは何を指していますでしょうか。例えば、ロゴが入っている写真やホームページ画面の写し等をまとめた資料でも、これにあたりと解釈していただけますでしょうか。	様式に記載いただいた駐車場の事業者であること及び50台以上という台数が客観的に判断できる事業委託契約書の写しや駐車場法に基づく届出書類の写し等を想定しております。写真やホームページ画面の写し等をまとめた資料のみでは、記載いただいた駐車場の事業者であることの確認ができないものと考えられますので、認められません。
21	国有財産使用許可予定箇所図面	1		構造(機械の位置やレイアウト)の変更提案は可能でしょうか。	利便性向上の観点から提案は可能です。但し、使用許可を行っている国有財産は、原則変更はできません。詳細については、選定後、当局と協議が必要です。なお、事業期間終了時に、国有財産については、原則、営業者の負担により原状回復していただきます。営業者が設置した設備については、No.8を参照してください。
22	国有財産使用許可予定箇所図面	1		時間貸として供用すべき附置義務台数等はございますでしょうか。あれば、お教えてください。	時間貸しとして供用すべき附置義務台数等はありませんが、満車が見込まれるときなどは、営業者として何らかの対策を講じていただく必要があります。
23	国有財産使用許可予定箇所図面	1		使用許可予定箇所以外の車室は、月極契約者専用の車室となるのでしょうか。月極契約者専用車室でない場合、用途をお教えてください。	募集要項の使用許可予定箇所は、現営業者への使用許可範囲と同一としており、月極契約者を含めて、使用許可予定箇所内で事業を実施していただくことを予定しておりますが、募集要項に記載のありますとおり、営業者が希望する場合は、当局と協議のうえ、当該部分を使用することは可能です(増加分の面積に応じて、国有財産使用料は増額となります)。ただし、募集要項に記載のありますとおり、営業者の都合による面積減は認められません。
24	国有財産使用許可予定箇所図面	1		安全上等支障がない場合、赤枠外の駐車場未利用部分の活用について提案させていただくことは可能でしょうか。	駐車場敷地の用途から逸脱しない範囲で、安全上特に支障がなく、空港利用者の利便に資するものであれば可能です。
25	国有財産使用許可予定箇所図面	1		図面の左下部にある閉鎖口が、現在カラーコーンにより出庫できないようになっているようですが、一時的な閉鎖でしょうか。また、閉鎖している理由をお教えてください。	機器の故障等により閉鎖しているわけではなく、出口として利用した車両が一方通行になっている構内道路を逆走し道道に出て行く車両が見受けられたことから、事故防止の観点から、空港管理者である空港事務所と現営業者が協議し、一時的に閉鎖しています。新たな営業者となった場合も、空港事務所と協議していただきます。